

地域密着型サービス事業者

募 集 要 項

(地域密着型特定施設入居者生活介護)

令和3年5月

多賀城市保健福祉部介護福祉課

目 次

| | | |
|-------|----------------------------------|----|
| 1 | はじめに..... | 1 |
| 2 | 募集内容..... | 1 |
| 3 | 応募要件..... | 2 |
| 4 | 事業予定地等の要件..... | 2 |
| 5 | 関係法令等の遵守..... | 3 |
| 6 | 応募の手續等..... | 3 |
| 7 | 応募書類について..... | 4 |
| 8 | 募集及び選定のスケジュール..... | 5 |
| 9 | 応募に当たっての留意点..... | 5 |
| 10 | 事業者選定に係る審査..... | 6 |
| 別添資料1 | 地域密着型特定施設入居者生活介護の事業と指定基準の概要..... | 7 |
| 別添資料2 | 令和3年度地域密着型特定施設入居者生活介護事業所選定基準.... | 11 |

1 はじめに

多賀城市（以下「市」という。）では、令和3年度から令和5年度までの3か年にわたる事業計画である高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下「市の介護保険事業計画」という。）において、地域密着型特定施設入居者生活介護施設の整備を進めることとしております。

今回の募集は、市の介護保険事業計画に基づき、地域密着型特定施設入居者生活介護施設の整備について、指定候補事業者を募集するものです。

2 募集内容

(1) 募集施設の種別

地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない次のいずれかの既存施設からの転換であること。

ただし、「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」の一部分を「介護付き有料老人ホーム」へ転換することは原則として不可とします。

ア 住宅型有料老人ホームから介護付き有料老人ホームへの転換

イ サービス付き高齢者向け住宅からサービス付き高齢者向け住宅（特定施設）への転換

※ 地域密着型特定施設入居者生活介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第21項に規定する施設）

(2) 募集数

1施設（20人以下）

(3) 募集する圏域

多賀城市内全域

(4) 施設の開設時期

令和4年3月1日までに開設

「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」からの転換し、令和4年3月1日までに「介護付き有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）」として開設していただきます。

(5) 転換に係る補助金

補助はありません。

転換に係る補助金制度はありません。事業者の自己資金等によるものとなります。

3 応募要件

応募にあたっては、次の(1)から(8)までの全ての要件を満たすことが必要です。

なお、応募書類の受理後、要件を満たしていないことが判明した場合は、その後の選定審査の対象から除外します。

- (1) 法人であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び関連する省令等に定められた指定基準やその他関係法令を満たしていること。
なお、地域密着型特定施設入居者生活介護に関する設備基準の概要については別添資料1「地域密着型特定施設入居者生活介護の事業と指定基準の概要」を参考にしてください。
- (4) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のそれぞれの施設種別に応じた法令、基準、指導指針等の要件を満たす計画であること。
- (5) 令和3年4月1日時点で事業開始後2年以上が経過していること（平成31年4月1日までに事業を開始していること。）。
- (6) 令和3年4月1日時点で、老人福祉法第29条第1項に基づく届出または高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項に基づく登録がされてから2年以上経過していること（平成31年4月1日までに届出又は登録がされていること。）。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続をしている法人でないこと。
- (8) 法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

4 事業予定地等の要件

(1) 土地・建物

ア 事業予定地及び事業実施する建物が確保されていることを特定する必要があります。土地及び建物ともに、法人の自己所有であっても、賃貸の物件でも構いません。

ただし、賃貸の場合、利用者に長期に渡って安定的にサービスを提供する観点から、長期の賃貸契約の締結を前提とします。

イ 建物は、昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認を受けて建築された建物の場合は、平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」又は、平成31年1月1日付け国住指第3107号「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術

的助言)」に定める耐震診断及び耐震改修を受けていることが必要です。

5 関係法令等の遵守

応募事業者は、事業を実施するに当たり、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法、建築基準法、その他の関係法令等を遵守してください。

6 応募の手続等

(1) 応募書類の応募方法及び受付

応募書類は、郵送でのみ受付いたしますので、事業者選定に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次の手順に従って、応募書類を提出してください。

ア 応募期限

令和3年7月30日（金）午後5時まで（期限必着）

イ 提出方法

応募書類1部（正本）と電子データ（USBメモリ、CD-R等）を郵送してください。

また、書類発送後は、Eメールを送信してください。（今回は、郵送でのみ受付いたします。応募書類の持参による受付はいたしませんので、応募受付期限まで余裕をもって提出してください。）

- ・ Eメールには、法人名、御担当者名、応募書類の発送日を記載ください。
- ・ タイトルは、「令和3年度地域密着型特定施設応募」としてください。

※ 提出書類が整っていないときは、受理できませんので、提出前に「提出書類一覧表」等により、十分に御確認ください。

ウ 応募先

多賀城市保健福祉部介護福祉課介護保険係
〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号
E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp
TEL:022-368-1141 内線661.663

エ 応募書類の受付

市介護福祉課からの応募事業者宛の応募受付完了のEメールの送信をもって、受理といたします。

- ・ 受付完了のメールは、応募事業者からのEメールと応募書類が整っていることを確認した上での送信となります。
- ・ 8月6日（金）を過ぎても応募受付完了のメールが届かない場合は、電話にてお問合せください。

※ 応募書類に不備がある場合で、市介護福祉課が別途指定する期日までに応募書類が整わない場合は、不受理とし、審査対象としない場合があります。

オ 応募書類の取扱い

応募により提出された書類やUSBメモリ等は、原則として返却いたしません。提出された書類は、必要に応じて市の附属機関である多賀城市介護保険運営協議会の審査に付することになります。

ただし、本応募内容等に関し、多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）に基づく開示請求があった場合は、同条例により取り扱うこととなります。

(2) 質問及び回答

募集要項等に対する質問等は、「募集要項等に対する質問（質問回答）書」を使用し提出してください。

ア 提出期間

| |
|--|
| 令和3年5月19日（水）～同年6月30日（水）まで (ただし、土日、祝祭日を除きます。) |
|--|

イ 提出方法 E-mail又はFAX

ウ 送信先 保健福祉部介護福祉課

E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp

FAX:022-368-7394

エ 回 答

- ・ 質問書を提出された事業者の方へは、E-mail又はFAXにて、随時、回答します。
- ・ 「多賀城市公式ホームページ」において、事業者名を伏せて質問事項及びその回答内容を掲載します。
- ・ 「多賀城市公式ホームページ」において、質問事項及びその回答内容を掲載しますが、回答からホームページ掲載まで数日間の時間を要します。そのため、質問書を提出した事業者の方へ市が回答する時期と同じ時期に情報を得たい他の事業者の方は、あらかじめ御連絡ください。

※ 質問の内容は、簡潔に御記入ください。

※ 電話や口頭による質問の対応は行いません。

7 応募書類について

- (1) 応募書類は、「提出書類一覧」のとおりとします。
- (2) 応募書類は、「提出書類一覧」の順番にファイル（A4版）に左綴じで整理し、目次及びインデックスをつけてください。
- (3) 応募書類については、応募の際に正本1部を提出してください。応募事業者におかれましても、手元に当該提出書類一式の控えを保管してください。
- (4) 応募書類のうち、契約書などについては、原本は保管し、当該契約書などの写しを提出してください。

なお、その場合には、法人代表者による原本証明をお願いします。

【原本証明の例】

| |
|--|
| この写しは原本と相違ありません。 〇〇〇〇年〇月〇日 〇〇会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 印 |
|--|

- (5) 応募期間終了後は、応募事業者の都合による提案内容の変更は一切認めません。
なお、市が必要と判断した場合には、書類の追加、補正を求めることがあります。

8 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定のスケジュールは、次のとおりです。

| 期 間 | 内 容 |
|-----------------------|---|
| 令和3年5月19日～ 同年7月30日 | 応募事業者からの応募書類の提出期間 |
| 令和3年5月19日～ 同年6月30日 | 募集要項等に関する質問の受付期間（随時回答） |
| 令和3年8月2日～ 同年9月30日 | 応募書類の審査（必要に応じてヒアリングの実施及び応募書類の補正・追加提出を求めることがあります。） |
| 令和3年10月上旬（予定） | 選定事業者の決定、選定結果の通知 |
| ～令和4年1月10日 | 指定申請書類提出（法人⇄市） |
| ～令和4年3月1日 | 事業所指定・開設 |

※ 事業者説明会の開催は、予定しておりません。

※ 事業者指定の手続きは、事業者選定後、事業開始の準備が整った時点で開始となります。

9 応募に当たっての留意点

(1) 高齢者に配慮した事業所整備

地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者は要介護状態にある高齢者の方となりますので、十分に高齢者に配慮した計画の策定に努めてください。

(2) 費用の負担

設計委託費等、応募に関し必要な費用は、応募事業者の負担となります。

(3) 虚偽の記載をした場合

応募事業者から提出された書類に虚偽等の記載があることが判明した場合は、応募を無効とします。万が一、事業者を選定している場合にあっては、選定を取消しします。市は、取消しに伴う損害賠償等の責は負いません。

(4) その他

事業者の選定後に、事情の変化等により重大な不備のあることが判明した場合や、許可無く事業計画の大幅な変更を行った場合等においては、選定を取消すことがあります。その場合、市は、取消しに伴う損害賠償等の責は負いません。

10 事業者選定に係る審査

応募事業者から提出された書類等に基づく提案内容に基づき、多賀城市介護保険運営協議会において事業者の選定を行います。

選定の結果により、全ての提案が市の介護保険事業計画の目的を達成できないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがあります。

(1) 審査

提出いただいた書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。

(2) 選定

事業者の選定にあたっては、別添資料2「特定施設入居者生活介護事業者選定基準」に基づく採点を行い、評価点数の高い整備計画から順に採択します。

(3) 選定結果の通知

選定結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず「令和3年10月上旬」をめどに各法人あて通知します。

なお、事業者として選定された場合であっても、事業所指定を確約したものではありません。（指定基準を満たさない場合は、指定を行いません。）

地域密着型特定施設入居者生活介護の事業と指定基準の概要

【事業の概要】

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>地域密着型 特定施設入居者 生活介護</p> | <p>地域密着型特定施設入居者生活介護とは、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものです。</p> <p>なお、「地域密着型特定施設」とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームであって、入居者が要介護者とその配偶者などに限られ、入居定員が29人以下であるものをいいます。</p> |
|-----------------------------------|--|

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>【参考】 介護保険法上の定義 第8条第21項</p> | <p>地域密着型特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホームその他第11項の厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(以下「介護専用型特定施設」という。)のうち、その入居定員が29人以下であるもの(以下この項において「地域密着型特定施設」という。)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。</p> |
|---------------------------------------|--|

○ 厚生労働省令で定める事項

- 当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項

○ 厚生労働省令で定める日常生活上の世話

- 入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話

【地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱い方針】

| | | |
|--------------|-----|---|
| <p>取扱い方針</p> | (1) | <p>利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> |
| | (2) | <p>指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> |
| | (3) | <p>地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> |

| | | |
|------|-----|---|
| 取扱方針 | (4) | 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 |
| | (5) | 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |
| | (6) | 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 |
| | (7) | 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 |

【地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等】

| | | |
|--------|-----|--|
| 提供の開始等 | (1) | 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。 |
| | (2) | 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。 |
| | (3) | 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者(以下「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。 |
| | (4) | 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。 |

【指定基準の概要】

| | | | |
|------|-----|----|--|
| 人員基準 | 管理者 | 職務 | 原則職務として、専ら事業所の管理業務に従事する。 |
| | | 兼務 | 業務に支障がなく、次に該当する場合には、他の職務を兼ねることができる。 ・当該施設の他の職務に従事する場合 ・同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接している他の事業所、施設等の職務に従事する場合 |

| | | | | |
|---------|-----------------------------------|---|---|--|
| 人員基準 | 生活相談員 | 人数 | 1以上 | |
| | | 勤務形態 | 1人以上は、常勤であること。 | |
| | 看護師 若しくは 准看護師 又は 介護職員 | 配置基準 | | 看護職員（看護師、准看護師）及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者3人に対し1以上の配置 |
| | | 看護職員 | 人員 | 常勤換算方法で、利用者3人に対し1以上 |
| | | | 勤務形態 | 1人以上は、常勤であること。 |
| | | 介護職員 | 人員 | 常に1以上確保されること。 |
| | 勤務形態 | | 1人以上は、常勤であること。 | |
| | 機能訓練指導員 | 人数 | 1以上 | |
| | | 資格 | 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とは、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。）」とする。 | |
| | | 兼務 | 業務に支障がない場合には、当該施設の他の職務に従事することができる。 | |
| 計画作成担当者 | 人数 | 1以上 | | |
| | 資格 | 介護支援専門員 | | |
| | 職務 | 原則として、専ら地域密着型特定施設サービス計画の作成に従事する。 | | |
| | 兼務 | 業務に支障がない場合には、当該施設の他の職務に従事することができる。 | | |
| 設備基準 | 建物の構造 | 耐火・準耐火構造 | 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2）又は準耐火建築物（建築基準法第2条第9号の3）でなければならない。 | |
| | | 消火設備 | 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設ける。 | |
| | | その他 | 利用者が車いすで円滑に異動することが可能な空間と構造を有すること。 具体的には、段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいう。 | |
| 介護居室 | 定員 | 1の居室の定員は1人（個室）とする。 ただし、利用者処遇に必要な場合には2人とすることも可能。（夫婦部屋などを想定） | | |
| | 広さ | プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さを有すること。 | | |

| | | | |
|-------|-------|--|---|
| 設備基準 | 介護居室 | その他 | 地階に設けてはならないこと。 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。 |
| | 一時介護室 | 広さ | 介護を行うために適当な広さを有すること。 |
| | | 設置の例外 | 利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合には設けないことができる。 |
| | 浴室 | 広さ | 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 |
| | 便所 | 配置 | 居室のあるフロアごとに設置すること。 |
| | | その他 | 非常用設備を備えていること。 |
| | 食堂 | 広さ | 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 |
| | 機能訓練室 | 広さ | 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 |
| 設置の例外 | | 他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては設けないことができる。 | |

令和3年度地域密着型特定施設入居者生活介護事業者選定基準

| 評価項目 | 具体的な視点 | 配分 | 配点 |
|--|---|-----------------|------|
| 1 法人及び既存事業の状況について（配分20点） | | | |
| (1) 施設系又は居住系サービス等の運営実績の有無 | <ul style="list-style-type: none"> 施設系または居住系サービスの運営実績を有する法人等 その他の介護保険事業実績を有する法人等 その他の法人等 | 10点 3点 0点 | 10点 |
| (2) 法人の財務状況 | ・法人の財務状況に問題がないこと | 10～0点 | 10点 |
| 2 利用料金について（配分20点） | | | |
| (1) 利用料金 | ・利用しやすい料金となっているか | 20～0点 | 20点 |
| 3 入居者の要介護度について（配分10点） | | | |
| (1) 転換前事業所の入居者の要介護度 | ・要介護度の高い入居者が入居しているか | 10～0点 | 10点 |
| 4 整備計画内容について（配分35点） | | | |
| (1) 資金計画 | ・資金計画が妥当であるか | 5点 0点 | 5点 |
| (2) 利用者に配慮された計画 | ・安全で快適な日常生活を営めるよう利用者に十分配慮されているか | 5～0点 | 5点 |
| (3) 利用者の重度化、看取りに対する取組みの有無 | <ul style="list-style-type: none"> 看取りの実施 看護師の24時間体制での配置 等 | 10～0点 | 10点 |
| (4) 人材確保・定着支援に対する取組みの有無 | 職員研修の実施、昇給制度の導入、良好な職場環境の構築、介護機器の導入、子育て支援企業の認定、女性の活躍推進企業の認定、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定 等 | 10～0点 | 10点 |
| (5) 事業実施にあたって地域に開かれた運営を行うための具体的な取組みの有無 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症カフェ 高齢者サロン 高齢者相談窓口 地域向け介護教室 等 | 5～0点 | 5点 |
| 5 計画予定地について（配分15点） | | | |
| (1) 洪水浸水想定区域に含まれるかの有無 | ・どの程度の浸水区域か | 5～0点 | 5点 |
| (2) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれるかの有無 | ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれるか | 2点 0点 | 2点 |
| (3) 土砂災害計画区域（がけ崩れ）等に含まれるかの有無 | 土砂災害計画区域（がけ崩れ）又は土砂災害特別警戒区（がけ崩れ）に含まれるか | 4～0点 | 4点 |
| (4) 急傾斜地崩壊危険箇所に含まれるかの有無 | 急傾斜地崩壊危険箇所に含まれるか | 2点 0点 | 2点 |
| (5) 津波注意報発表に際し、避難指示を発令する区域に含まれるかの有無 | 津波注意報発表に際し、避難指示を発令する区域に含まれるか | 2点 0点 | 2点 |
| 合 計 | | | 100点 |

配点に係る詳細説明

2 利用料金について（配分20点）

この項目は、以下ア、イそれぞれを下表に当てはめ、点数を配点します。

ア 当該事業所内の一人部屋における月額利用料の平均（税抜）

| 区分 | ～150,000円 | 150,001円～ 200,000円 | 200,001円～ |
|----|-----------|-----------------------|-----------|
| 点数 | 10点 | 5点 | 0点 |

※月額利用料とは、家賃、食費、光熱水費、管理費、共益費など、入居者から一律で徴収する対価を指します。

※月額利用料の平均は、部屋ごとの月額利用料の合計を部屋数で割って算出してください。

※光熱水費などを実費で徴収する場合は、現入居者の令和2年4月～令和3年3月の実績から求めた平均月額がわかるようにしてください。

イ 一人部屋への入居時に一括で支払う費用（敷金等）（税抜）

| 区分 | 0円 | 1円～600,000円 | 600,001円～ 1,200,000円 | 1,200,001円～ |
|----|-----|-------------|-------------------------|-------------|
| 点数 | 10点 | 5点 | 2.5点 | 0点 |

3 入居者の要介護度（配分20点）

この項目は、令和3年4月1日時点における、転換前の住宅型有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の入居者の要介護度に基づき、以下の計算方法により点数を算出します。

$$\text{点数} = 10 \times \frac{\text{要介護5の人数} + \text{要介護4の人数} \times 0.8 + \text{要介護3の人数} \times 0.6 + \text{要介護2の人数} \times 0.4 + \text{要介護1の人数} \times 0.2}{\text{施設定員}}$$

※点数は少数点第1位単位（計算結果の小数点第2位を四捨五入します。）

5 計画予定地について（配分15点）

計画予定地が、多賀城市防災マップ（洪水・土砂災害ハザードマップ・津波ハザードマップ、2018年6月発行）において、次の項目に該当する点数を配点（複数該当する場合は、最も配点の低い点数となります。）します。

ア 洪水浸水想定区域に含まれるか。

| 区分 | 浸水なし | 0.5m未満 | 0.5m～3.0m | 3.0m～ |
|----|------|--------|-----------|-------|
| 点数 | 5点 | 2点 | 1点 | 0点 |

イ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれるかの有無

| 区分 | 含まれず | 含まれる |
|----|------|------|
| 点数 | 2点 | 0点 |

ウ 土砂災害計画区域（がけ崩れ）及び土砂災害特別警戒区（がけ崩れ）に含まれるかの有無

| 区分 | 含まれず | 土砂災害計画区域（がけ崩れ） | 土砂災害計画区域（がけ崩れ）及び土砂災害特別警戒区（がけ崩れ） |
|----|------|----------------|---------------------------------|
| 点数 | 4点 | 1点 | 0点 |

エ 急傾斜地崩壊危険箇所に含まれるかの有無

| 区分 | 含まれず | 含まれる |
|----|------|------|
| 点数 | 2点 | 0点 |

オ 津波注意報発表に際し、避難指示を発令する区域に含まれるかの有無

| 区分 | 含まれず | 含まれる |
|----|------|------|
| 点数 | 2点 | 0点 |

※以下の計画は採択されません。

「4 整備計画内容について」(1)「資金計画」が0点の場合

「4 整備計画内容について」(2)～(5)の合計点が12点未満の場合

※評価点が同点の場合は、月額利用料の低廉な事業者を優先します。

問 合 せ 先

多賀城市保健福祉部介護福祉課介護保険係

〒985-8531

多賀城市中央二丁目1番1号(多賀城市役所6階)

TEL:022-368-1141(内線661・663)

FAX:022-368-7394

E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>